

# 引越しの際は、 住所の異動手続を忘れずに!



○**住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、  
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続**です。

○住民の皆様へ送付している  
マイナンバーの「**通知カード**」

(おもて面)



○身分証明書となる  
「**マイナンバーカード**」  
(**個人番号カード**)

(おもて面)



**これらの「住所」は最新のものにする必要があります。**

**市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です! (法律上の義務です)**

入学・就職・転勤などによる引越しで、住所を異動される方は、

◆**住民票の異動の届出を!**  
(転出届、転入届、転居届など)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

**いの町 役場** [転出する日の前後14日以内に]  
転出届を提出して  
転出証明書を受け取る



**引越先の 市区町村** [転入した日から14日以内に]  
転出証明書を添えて  
転入届を提出

◎いの町内で転居される場合

**いの町 役場** [転居した日から14日以内に]  
転居届を提出

◆**マイナンバーの「通知カード」、  
「マイナンバーカード」、  
(個人番号カード)  
「住民基本台帳カード」の  
住所変更の届出もお忘れなく!**



※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

■ 問い合わせ (いの町役場)

町民課 ☎ 893-1117  
吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300  
本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

■ 問い合わせ (全国共通)

地方公共団体情報システム機構内マイナンバー  
総合フリーダイヤル (無料)  
0120-95-0178  
(平日) 9時30分から20時  
(土曜・日曜・祝日) 9時30分から17時30分